

公立大学法人福島県立医科大学附属病院
患者サポートセンター医事業務委託

一般競争入札
入札説明書

令和7年2月

公立大学法人福島県立医科大学

入札説明書

公立大学法人福島県立医科大学が発注する「公立大学法人福島県立医科大学附属病院患者サポートセンター医事業務」に係る一般競争入札については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 発注者

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 公立大学法人福島県立医科大学附属病院
患者サポートセンター医事業務委託 一式
- (2) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学附属病院（福島市光が丘1番地）
- (3) 仕様等 公立大学法人福島県立医科大学附属病院患者サポートセンター医事
業務仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第2条及び第3条第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申し立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (4) 県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) 大学病院（県内／県外を問わない）において、医事業務の実績を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式1）に次の書類等を添付し、4（3）に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格は得られない場合がある。

- ア 3（1）～（3）を誓約する書類（任意様式）
- イ 3（4）を証する書類（登記全部事項証明書）
- ウ 3（5）を証する書類（契約書の写し等）
- エ 業務履行実態調書（任意様式）

(2) 提出期間

令和7年2月14日（金）～令和7年2月28日（金）

郵送またはメールによる場合は、令和7年2月28日（金）17時15分必着とする。

(3) 提出場所
〒960-1295 福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学附属病院 患者サポートセンター
電話024-547-1885
電子メール：renkei@fmu.ac.jp

(4) 提出方法
郵送、電子メールまたは持参による。

(5) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

5 契約条項等

(1) 契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
4(3)に掲げる場所に同じ。

なお、福島県立医科大学ホームページにも掲載する。

(2) 契約条項等を示す期間

令和7年2月14日(金)～令和7年3月6日(木) 17時15分まで

(3) 仕様書等に関する質問及び回答

ア 受付期間

4(2)に掲げる期間に同じ。

イ 受付場所

4(3)に掲げる場所に同じ。

ウ 受付方法

入札説明書の「入札仕様書等に関する質問書」(様式5)を受付場所に郵送、電子メールまたは持参いずれかの方法で提出すること。これ以外の方法による質問には対応しない。

エ 回答予定日

令和7年3月4日(火)

オ 回答方法

「入札仕様等に関する回答書」(様式8)により回答する。

6 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 入札参加資格の通知

入札参加予定者の入札参加資格の有無を確認後、入札参加予定者に「一般競争入札参加資格確認通知書」(様式2)により通知する。

7 入札書に関する事項

(1) 入札書の提出について

ア 入札書(様式3)は封筒に入れて密封し、かつ封筒の表面に次の事項を記載すること。

(ア) 氏名(法人にあつては、商号又は名称)

(イ) [令和7年3月7日開札「公立大学法人福島県立医科大学附属病院患者サポートセンター医事業務」の入札書在中]

イ 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

(ア) 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)の写し

(イ) 委任状(様式4)(代理人出席の場合のみ)

(2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 契約期間の委託料の総額

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名

※ 入札者本人が入札を行う場合は、代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

エ 代理人をして入札する場合は、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

8 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者決定後、契約を締結しない場合には見積に係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する額を納めなければならない。

9 開札に関する事項

(1) 入札及び開札は公開により、次により行う。

ア 日時 令和7年3月7日(金) 11時00分

イ 場所 福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 管理棟1階 カンファランス1

ウ 郵便による入札及び入札日時前に入札書提出による入札は認めない。

(2) 入札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(3) 入札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が入札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができる。

(5) 落札者の決定及び公表について

ア 開札したときは、直ちに入札書の記載事項を確認し、無効または失格の入札を行った者があった場合には、当該落札者名及び無効または失格の事由を入札場所で発表する。

イ 同じ価格をもって入札した者が2以上あるときは、くじにより順位を決定する。

ウ 無効または失格の入札を除き、予定価格の範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低の価格を持って申し込みをしたものを落札者とする。

(6) 落札者がいないとき、または再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約に移行する場合がある。

10 入札心得

(1) 入札者は、公立大学法人福島県立医科大学附属病院患者サポートセンター医事業務仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書(様式5)により質問することができる。(提出期限: 4(2)と同じ)

(2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結する又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 入札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、入札場所に入場することができない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、入札の前後を問わず書換え、引き換え又は撤回をすることができない。

1 1 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

1 2 入札者の無効等

(1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した者の入札

ウ 記名、押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

カ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク その他、入札に関する条件又は福島県立医科大学において特に指定した事項に違反した入札

1 3 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。（「契約保証金納付免除申請書（様式6）」を提出すること。）

なお、契約保証金の減免については落札者に「契約保証金納付免除確認通知書（様式7）」により通知する。

1 4 契約書の作成

(1) 委託契約書（以下「契約書」という。）について、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、すみやかに取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 契約書は、別添契約書（案）とする。

1 5 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨

1 6 契約の内容

契約書（案）による。

1 7 入札結果の公表及び方法

(1) 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

(2) 公表は、福島県立医科大学ホームページにおいて行う。

18 その他

- (1) 一旦受領した書類は返却しない。
- (2) 書類の作成等に要した費用は、すべて入札者の負担とする。
- (3) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。
- (4) 入札者は、入札日の前日までの間において提出した書類に関し、公立大学法人福島県立医科大学から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 本件入札は、その契約に係る予算が承認され、令和7年4月1日以降で予算執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

別記1

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（競争に参加させないことができる者）

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

別記2

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

別記3

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（契約保証金）

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあっては100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。
- 3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 福島県債証券 額面全額
 - (2) 国債証券 額面全額の10分の8
 - (3) 地方債証券（福島県債証券を除く） 額面全額の10分の8
 - (4) 理事長が確実であると認める社債権 時価の10分の8